



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社A O K Iホールディングス
代表者名 代表取締役社長 青 木 拓 憲
(コード番号 8214 東証・大証第一部)
問合せ先 専務取締役 中 村 憲 侍
(TEL 045-941-4888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものです。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものです。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条の「実質株主」、第 11 条の「実質株主名簿」等の文言の削除及び修正を行うものです。
- (3) 会社法第 221 条により、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までにこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものです。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4)(条文省略) 第10条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載及び記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載及び記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。 第13条～第49条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4)(現行どおり) 第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。 第12条～第48条 (現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条及び本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 19 日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 19 日(金曜日)

以 上